

医学研究科学位申請等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、昭和大学学位規則（以下「学位規則」という。）第22条の規定に基づき、本学医学研究科（以下「本研究科」という。）における学位申請に関し、必要な事項を定める。

（学位論文提出資格）

第2条 共通科目及び専攻科目につき、30単位以上を修得した者は学位論文を提出して、その審査を申請すること及び最終試験を受けることができる。

（学位論文提出の手続）

第3条 学位論文の申請手続については、学位申請書に主論文、参考論文（2編以上）、論文目録、論文内容要旨（1200字以内）、履歴書を本研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

（審査委員会）

第4条 学位規則第10条第1項に規定する審査委員会の委員については、主査1名、副査2名とし、学位申請者の指導教員が医学研究科運営委員会に主査1名、副査2名を推薦する。

2 医学研究科運営委員会は、医学研究科教授会に論文と論文内容要旨及び審査委員会委員を上申し、承認を得る。

3 主査は医学研究科教授会の構成員とする。

4 副査は医学研究科の構成員として登録されている教授とする。ただし1名は医学研究科の構成員として登録されている准教授とすることができる。

5 医学研究科が認めている他大学・施設の教員で、教授及びそれに準ずる教員は副査になることができる。

6 学位申請者の指導教員は、主査、副査に加わることができない。

（論文の公開）

第5条 論文申請者は、学位が授与されるまでに、学内で論文を発表し公開しなければならない。

2 第1項については、昭和大学学士会学術集会を公開の場にあてることができる。

（学位記授与の時期）

第6条 第2条に定める者の学位記授与は原則として3月及び9月とする。

（研究科4年次終了時において学位を取得していない者の取扱い）

第7条 4年次終了時において、学位を取得していない者は修了延期とする。

2 修了延期者の学位記授与は原則として9月または翌年の3月とする。

3 修了延期者の学費については、別に定める。

（論文博士による学位申請者の資格）

第8条 学位規則第6条によって学位を申請する者の資格については、次のとおりとする。

（1）医学部を卒業して、本研究科の特別研究生となり、基礎医学では5年以上、臨床医学では6年以上研究に従事した者。ただし、本学教育職員としての在職期間はその全期間を上記の

研究歴に加算することができる。

- (2) 医学部を卒業して本学医学部の助教（員外）あるいは助教となり、基礎医学では5年以上、臨床医学では6年以上研究に従事した者。ただし、本学教育職員としての在職期間及び平成15年度以前に採用された臨床研修医の在職期間は、その全期間を上記の研究歴に加算することができる。
- (3) 歯学部卒業生は第1号に準ずる。
- (4) 4年制大学卒業者で、本研究科の特別研究生となり、基礎医学では7年以上、臨床医学では8年以上研究に従事した者。ただし、本学大学院修士課程修了者及び博士（前期）課程修了者は2年、本学教育職員はその在職の全期間を、本学教育職員以外の職員（例えば臨床検査部技師など）はその在職期間の2分の1を上記の研究歴に加算することができる。
- (5) 第1号から第4号の規定に限らず、医学研究科長が推薦し、医学研究科教授会が認める者については、学位を申請することができる。

2 学位を申請する者は、医学研究科教授会が実施する外国語試験（英語）に合格しなければならない。

3 第1項第4号のただし書きを適用する場合には、本学での研究期間は2年以上とする。

4 第1項第4号による学位申請者は、医学研究科運営委員会の承認を経なければならない。
(論文博士による学位申請の手続)

第9条 論文による博士学位を申請する者の申請手続については、学位申請書に主論文、参考論文（2編以上）、論文目録、論文内容要旨（1200字以内）、履歴書を本研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

2 論文提出に当たっては、学位申請者の指導教員の署名を要する。

(論文博士による審査委員会)

第10条 学位規則第10条第1項に規定する審査委員会の委員については、主査1名、副査2名とし、学位申請者の指導教員が医学研究科運営委員会に主査1名、副査2名を推薦する。

2 医学研究科運営委員会は、医学研究科教授会に論文と論文内容要旨及び審査委員会委員を上申し、承認を得る。

3 主査は医学研究科教授会の構成員とする。

4 副査は医学研究科の構成員として登録されている教授とする。ただし1名は医学研究科の構成員として登録されている准教授とすることができる。

5 医学研究科が認めている他大学・施設の教員で、教授及びそれに準ずる教員は副査になることができる。

6 学位申請者の指導教員は、主査、副査に加わることができない。

(論文博士による論文の公開)

第11条 論文申請者は、学位が授与されるまでに、学内で論文を発表し公開しなければならない。

2 前項については、昭和大学学士会学術集会を公開の場にあてることができる。

(論文博士による学位記授与の時期)

第12条 第8条に定める者の学位記授与は、最終審査の合格が研究科委員会で承認された後、次の研究科教授会で行う。

(細 則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

附 則

1. この内規は、平成20年4月1日から施行する。ただし、論文による博士学位を申請する者に関する場合は、平成21年4月1日から、この内規を適用する。
2. この内規の施行に伴い、同日付けで「医学研究科学位規則において論文博士による学位申請者の資格に関する内規」（平成19年4月1日施行）を廃止する。
3. この改正内規は、平成21年4月1日から施行する。
4. この改正内規は、平成22年4月1日から施行する。
5. この改正内規は、平成22年11月1日から施行する。
6. この改正内規は、平成25年4月1日から施行する。
7. この内規の改廃は、研究科運営委員会の議を経て研究科教授会の承認を要するものとする。